

まつぼっくり



みんないっしょに
生きる社会を

ハンセン病は、らい菌の感染によっておこる感染症です。主に抹消神経と皮膚がおかされる病気で、現在では治療することにより、障がいを残さず治る病気です。それにもかかわらず明治40年法律第11号「癩（らい）予防に関する法律」が制定されてから、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、国は患者の強制隔離を基本としたハンセン病対策を続けてきました。その結果、ハンセン病患者の人権は無視され、数え切れない悲劇が生じました。

ハンセン病の元患者の一人（16歳で療養所に入所）は次のように話されたそうです。

「幼い時に発病した私は、母は学校にも行かせず、家の外にも出さず、大切に育ててくれました。しかし、戦争が近づくころ、患者が収容されることが伝えられました。家にきた保健所の人は、母の訴えには耳を貸さず、容赦なく私を連れて行きました。私が発病すると、私たち

一家は近所から仲間はずれにありました。親しかった隣人たちも寄りつかなくなりしました。幼い妹は、ほかの子に遊んでもらえず、弟もいじめにあい、婚約している姉は、破談になり家を飛び出しました。私は家族への迫害を断ち切るために、療養所へ行くことを決心しました。」
家族から無理やり引き裂かれ、連行された時、多分、深い悲しみと不安、いわ



れなき偏見、差別からくる世間の冷たさに絶望感を抱いたのではないのでしょうか。

2001（平成13）年5月における熊本地方裁判所において「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」（ハンセン病国賠訴訟）の判決は、89年にわたり、国によって行われてきたハンセン病対策が誤っていたことを認めるものでした。

その反省から同年6月に、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝し、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定しました。さらに、2008（平成20）年6月には、ハンセン病患者であった者等のより一層の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を制定しました。

厚生労働省の調査によると、2008（平成20）年5月現在においても、全国13の国立ハンセン病療養所に、2717人が入所されています。

私たち一人ひとりがハンセン病に対する正しい知識を持ち、偏見や差別をなくし、元患者の方々が、なんのためらいもなく地域に復帰できるような暖かい社会にしていかなければなりません。

※この記事の作成にあたり、医学用語、法律用語、歴史的用語として使用されている「癩」「らい」はそのまま使用し、そのほかは「ハンセン病」としました。

人権推進課